

処遇首席・会計課長指示第63号

平成18年 9月21日

首席矯正処遇官（処遇担当） 平 鍋 忠 幸
会 計 課 長 竹 内 久美子

死刑確定者に対する現金の差入れの取扱いについて

標記については、本年5月24日付け達示第42号「死刑確定者処遇規定の制定について」に基づき実施しているところであるが、一般的に外部交通を許可していない者から現金の差入れがあった場合の取扱いが十分周知されていない点が見受けられることから、再度、平成11年12月17日第一次Tシャツ訴訟福岡高裁判決（現金は他の物品と異なり、特段の事情がない限り、在監者に直接影響を与える可能性は低いことから、人的関係のみを理由に現金の差入れを不許可にすることは不当）を鑑み、その取扱いについては、下記事項を確認の上、過誤のないよう留意されたい。

記

現金差入れがあった場合の手続き上の留意点

1 窓口差入れ

- (1) 窓口において受付を拒否せず、差入人に「差入金受付票」の備考欄に差入目的を明記させる。ただし、明記しない場合は受け付けない。
- (2) 差入人に対しては、「申込みは受け付けるが、許可になるかどうかはわからない。不許可の場合は受付票記載の住所に返送する。」旨説明し、領収書を交付する。差入人の住所氏名に誤りがないか確認する。
- (3) 窓口職員は会計課長に差入金受付票及び現金を提出し、会計課長は、仮留金として処理した後、同受付票を担当する処遇部門の統括矯正処遇官に回付する。
- (4) 統括矯正処遇官（処遇担当）は、本年5月24日付け達示第42号第24条の各要件を考慮して、必要であれば、差出人に関する等を照会する等し、差入れの許否について起案する。
- (5) 会計課長は、差入れが許可になった場合は、本人に告知し、領置金

に組み入れる処理をし、不許可になった場合は、差入人に返戻する。

2 郵送差入れの場合

- (1) 現金封筒については、会計課長が、領置金係立会の上、開封し、現金については仮留金処理をした後、同封筒及び封入物を統括矯正処遇官（処遇担当）に回付する。
- (2) 通信文に同封されていた現金については、書信係が、現金及び記載した差入受付票の写しを会計課に回付する（仮留金処理を実施）とともに通信文及び差入受付票は統括矯正処遇官（処遇担当）に回付する。
- (3) 統括矯正処遇官（処遇担当）は、同封の通信文から、必要ならば差出人に照会し、差入れの趣旨を確認し、差入れの許否について起案する。
- (4) 差入れの許否の決定後の現金の処理については、1 (5) と同様とする。
なお、不許可の場合は、通信文等すべてを返戻するものとする。